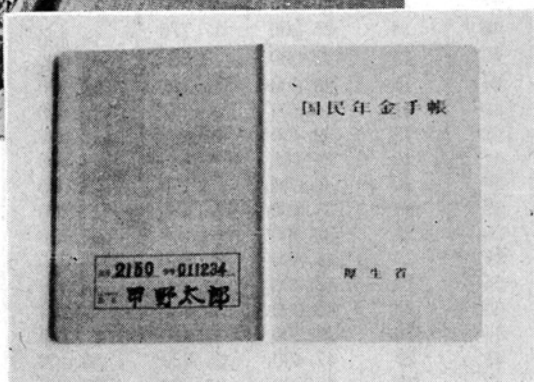


生活のゆく手を照らす

国民年金



— いつまでもすこやかに —



国民年金法施行
五周年記念

特集号

国民年金の保険料納付期間、あるいは免除期間と合わせて二十五年以上あるとき

口、他の公的年金の加入期間を合わせて二十年以上あるとき

ハ、年金額は老令年金の計算例によった額です。

老令年金早見表は右頁にあります

○障害年金

保険料を一年以上納めた人が、身体にひどい障害をうけたとき、保険料を納めた期間に応じて二四、〇〇〇円から四二、〇〇〇円まで支給されます。障害の程度には一級と二級とがあり、一級の人には六、〇〇〇円が加算されます。

○母子年金

保険料を一年以上納めた奥さんが、ご主人をなくして、十八才未満の子と生活しているとき、保険料を納めた期間に応じて一九、二〇〇円から二五、八〇〇円まで支給されます。十八才未満の子が二人以上いる場合は、二人目の子から一人につき四、八〇〇円が加算されます。

○準母子年金

保険料を一年以上納めた奥さんと女子が、ご主人など一家の中心者をなくして、十八才未満の弟妹や孫といっしょに生活しているとき、保険料を納めた期間に応じて、母子年金と同額の年金が支給されます。

○寡婦年金

老令年金を受ける資格を得たご主人

保険料納付期間		支給金額
3年以上	5年未満	5,000円
5 "	10 "	7,000
10 "	15 "	14,000
15 "	20 "	21,000
20 "	25 "	28,000
25 "	30 "	36,000
30 "	35 "	44,000
35 "		52,000

人が、六十五才未満でなくなったとき、その奥さん（十年以上婚姻関係のあった人）に支給されます。

年金額はご主人が受けられるはずであった老令年金の半額で、受けられる期間は、奥さんが六十才になったときから六十五才になるまでです。

○遺児年金

保険料を一年以上納めた親が死亡して、遺児となった子には、十八才になるまでの間、親の保険料をかけた期間に応じて二、〇〇〇円から二一、〇〇〇円まで支給されます。子が二人以上いるときは二人目の子から一人につき四、八〇〇円加えた額をその子の数で割ってそれぞれの子に支給します。

○死亡一時金

保険料を三年以上納めた人が、国民年金からなんの年金も受けることなく死亡したときは、保険料をかけた期間に応じて、次のとおり死亡一時金が遺族に支給されます。

◆国民年金の三大特長

① スライドする

国民年金は、国がおこなう社会保障制度ですから、国民の生活水準やインフレのようないちじるしい経済の変化がおこったときには、国が責任をもつて、その時のお金の値打ちに合うように、保険料や年金額を調整することになっています。

② 国庫負担がある

国民年金の保険料には国庫負担があります。つまり、加入者が一〇〇円保険料を納めると、国が五十円足し、百五十円ですと七十五円出して、これを積み立てて、年金の給付をまかなうことになっています。なおこの積立金は、国民生活の向上に役立つ事業に融資され、利息を生んで給付の充実に役買っているわけです。

③ 貧しい人には保険料を免除

届けるだけで免除される人

一、障害や母子準母子の福祉年金を受けている人

ロ、生活保護法の生活扶助を受けている人

ハ、国立の療養所と厚生省でできた施設に入っている人

◆知事に申請して免除を受ける人

一、家族の誰かが生活保護法の生活扶助以外の扶助又は、らい予防法によるこれに相当する援助をうけている人

ロ、身体障害者や未亡人で、前

区の年金事務の現況

最近の適用者異動状況

月	被保険者数	資格取得	資格喪失	死亡	資格喪失届出	資格取得届出	資格喪失届出	資格取得届出	資格喪失届出
4月	18,203	25	3	18	46	35	10	48	18,220
5月	18,285	22		39	52	23		172	
6月	18,329	3		16	4	27	3	37	
7月	18,078	44	22	24	109	158	3	103	
8月	18,053	10	1	3	45	51			
9月	18,020	16	3	7	41	73	24	78	
計	120	29	52	296	322	160	21	438	

保険料納入状況

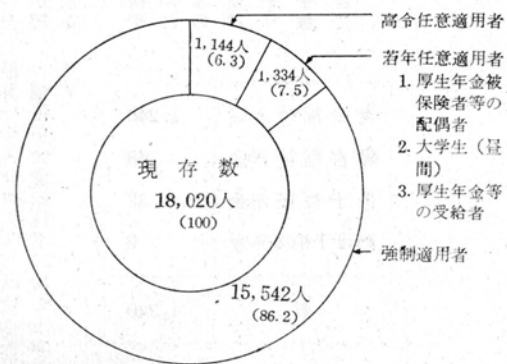
39年9月末現在

検認対象月数 81,368

検認実施月数 76,124

前納月数 2,658

現存被保険者の構成比 (39.9月末現在)



国民年金のあらまし

国民年金事業は、発足して五年目をむかえますが、被保険者みなさまのご協力を得まして、年々その向上は目ざましいものがあります。この法律が施行になった当時一部に反対するものもありましたが、今では大部分の方から強い関心と、ご理解をいただいております。しかし、手続きをしなければならぬ人で、当初「考えておきます」と言われたままで、まだ加入の届出がすんでいない人、あるいはその後二十才に達したのに、届出に気がついていない人があります。

保険料を納めていれば、母子年金または死亡一時金を受けられるはずであった人が、たまたまその時期に未納の保険料があったため、受けられなくなった人もあります。

国民年金制度は、社会保障制度の一環として、国民が老令に達したとき、廃疾になったとき、又は死亡したときに、年金その他の給付を行ない、国民の生活安定とその向上を図るのを目的としており、そのしくみは、国民がお互いに助けあう社会保険方式をもとにしているものです。

それではこの年金に加入する人

はどのような人か、その手続きや保険料のことや給付関係はどうなっているかについて説明しましょう。

国民年金に加入する人

○必ず加入しなければならない人

昭和三十六年四月一日に満二十才、四十九才であった人と、それ以後二十才に達した人。ただし、ほかの公的年金制度（厚生年金保険、恩給、各種共済組合など）に加入している人と、その配偶者、ひるまの高校、大学生はのぞきます。

○加入するしないにかき、自分で決められる人

年令は上記と同様で、次の人々が対象となります。

① 勤め先でほかの公的年金制度に加入している人の配偶者

② 現在、公的年金制度から老令、障害、遺族等の年金を受けている人と受けられる人

手続きについて

加入するとき、または加入してからの身分や住所その他異動のあったときは、手続きをしておく必要があります。そこで次のような

老令年金早見表

昭和36年4月現在	保険料を納めた年数	おさめる保険料の総額	前納きと保険料の総額	老令年金額
50才以上	10年	18,000円	13,970円	9,600円 (70才から14,400円)
49才	11	19,800	15,000	10,800 (同上)
48	12	21,600	15,970	12,000 (同上)
47	13	23,400	16,900	13,200 (同上)
46	14	25,200	17,770	14,400 (同上)
45	15	27,000	18,600	15,000
44	16	28,800	19,390	15,600
43	17	30,600	20,130	16,200
42	18	32,400	20,840	16,800
41	19	34,200	21,510	17,400
40	20	36,000	22,150	18,000
39	21	37,800	22,750	19,200
38	22	39,600	23,320	20,400
37	23	41,400	23,860	21,600
36	24	43,200	24,370	22,800
35	25	45,000	24,860	24,000
34	26	46,200	24,730	25,200
33	27	47,400	24,620	26,400
32	28	48,600	24,500	27,600
31	29	49,800	24,400	28,800
30	30	51,000	24,300	30,000
29	31	52,200	24,200	31,200
28	32	53,400	24,110	32,400
27	33	54,600	24,020	33,600
26	34	55,800	23,940	34,800
25	35	57,000	23,860	36,000
24	36	58,200	23,790	37,200
23	37	59,400	23,720	38,400
22	38	60,600	23,660	39,600
21	39	61,800	23,590	40,800
20	40	63,000	23,540	42,000

ときには、区役所又は出張所にきてある届書によって手続きをしてください。

① 該当者で未加入の人は……資格取得届

② 二十才になったとき……同 右

③ 厚生年金などをやめたとき……同 右

④ 厚生年金などに入ったとき……資格喪失届

⑤ 氏名の変わったとき……氏名変更届

⑥ 住所が変わったとき……住所変更届

⑦ 加入者が死亡したとき……死亡届

⑧ 年金手帳をなくしたとき……手帳再交付申請書

⑨ 保険料免除のとき……免除申請書

⑩ 希望によって加入する人は……資格取得届出書

保険料について

○老令年金

保険料の納入期間（免除期間を含む）が二十五年以上ある人に、六十五才から支給されます。その額は、保険料の納入期間に応じて、九、六〇〇円から四二、〇〇〇円まで支給されます。

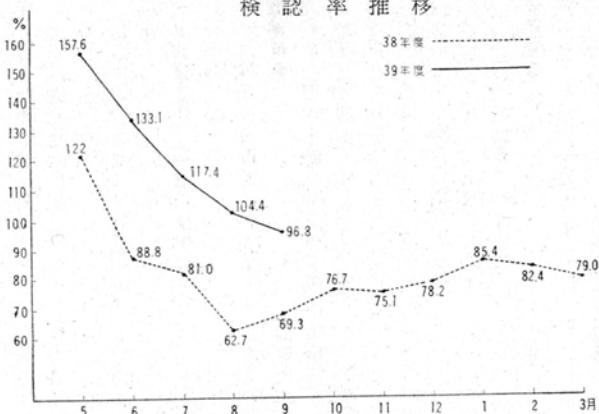
○通算老令年金

一、他の公的年金の加入期間と国

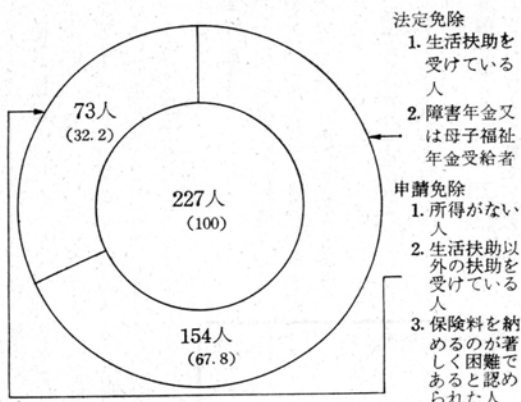
給付のいろいろ

なお、保険料はあらかじめ納めておくと、割引されます。単位は一年分（別表の早見表参照）で、全期間分（別表の早見表参照）で、その割引率は、最高六割二分までとなっています。

検 認 率 推 移



保 険 料 免 除 者 内 訳



◆ 母子年金受給者のことば ◆

神田神保町二丁目にお住いの山田清子さんは、ご主人とお二人で国民年金に加入されていましたが、今年の七月七日ご主人が亡くなられて、今回「死亡一時金」と「母子年金」が支給されることになり

ました。その山田さんは次のように語っています。
『死亡一時金をもらえるとはいない、ご主人とお二人で国民年金に加入されていましたが、今年の七月七日ご主人が亡くなられて、今回「死亡一時金」と「母子年金」が支給されることになり



写真は山田清子さんと長男の純也ちゃん

ました。その山田さんは次のように語っています。
『死亡一時金をもらえるとはいない、ご主人とお二人で国民年金に加入されていましたが、今年の七月七日ご主人が亡くなられて、今回「死亡一時金」と「母子年金」が支給されることになり

◆ 福祉年金について ◆

以上は、いわゆる「拠出年金」と呼んでいるものですが、このほか国民年金法

が実施されたときに、すでに高令であった人、身体障害者であった人、夫と死別して母子の状態であった人、およびこの法律が実施さ

れた後に、これらの状態になった人で、保険料を納めた期間等が短かった人が受けることのできる福祉年金があります。

この福祉年金はご本人の所得やご家族の所得が多いか少ないかによって、支給に制限がありますので、この年金が受けられるか受けられないか判断に迷う場合があります。そのようなときにはお手数でも区役所の窓口か、又は電話でもご相談ください。

○ 老令福祉年金

年金額 一三、二〇〇円
七〇才以上の人に支給されます。

○ 障害福祉年金

年金額 二一、六〇〇円
自分で日常生活の用をすることができない程度の障害の状態にある二十才以上の人。

○ 母子福祉年金

年金額 一五、六〇〇円
二十才以後に夫と死別した妻が、引き続きその夫または妻の子で、中学校卒業前か二十才未満の重度の障害のある子を養っているとき。

○ 準母子福祉年金

年金額 一五、六〇〇円
二十才以後に夫、男子たる子、父または祖父と死別した祖母または姉が、引き続き中学校卒業前か二十才未満の重度の障害のある孫または弟妹を養っているとき。

国民年金についてのご相談お問合せは

千代田区役所年金厚生課

(電話) 261-0151

- | | |
|-------------------------|-----|
| 1. 国民年金の資格や給付のこと | 適用係 |
| 2. 国民年金保険料の追納、前納及び還付のこと | |
| 3. 国民年金保険料の免除のこと | |
| 1. 国民年金印紙の売さばきのこと | 検認係 |
| 2. 国民年金印紙の検認のこと | |

老令福祉年金	1,240人
障害福祉年金	68
母子福祉年金	32
準母子福祉年金	0
計	1,340

昭和三十九年九月末日現在の当区の福祉年金受給権者は次のとおりです。